

駒ヶ根市 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例） 一覧

対象資産			特例割合 (乗じる率)	取得時期	適用期間	根拠法令・条項		
家庭的保育事業	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供されるもの		家屋 償却 1/3	H29.4.1から適用	期限なし	・地方税法第349条の3第27項 ・駒ヶ根市市税条例第61条の2第1項		
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供されるもの		家屋 償却 1/3	H29.4.1から適用	期限なし	・地方税法第349条の3第28項 ・駒ヶ根市市税条例第61条の2第2項		
事業内保育事業	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供されるもの		家屋 償却 1/3	H29.4.1から適用	期限なし	・地方税法第349条の3第29項 ・駒ヶ根市市税条例第61条の2第3項		
汚水・廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する「特定施設」「指定地域特定施設」を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液処理施設		償却 1/3	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第1項		
下水道除害施設	公共下水道施設の機能を妨げまたは損傷するおそれのある下水を排出している使用者が、下水道法施行令で定める基準に従い、下水の障害を除去するために設けた施設		償却 7/10	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第2項		
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備	1,000kW未満	償却	2/3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第1号イ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第3項	
		1,000kW以上						3/4
	風力発電設備	20kW未満		償却	3/4	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	
		20kW以上						2/3
	水力発電設備	5,000kW未満		償却	1/3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	
		5,000kW以上						7/12
	地熱発電設備	1,000kW未満		償却	2/3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	
		1,000kW以上						1/2
	バイオマス発電設備	10,000kW未満		償却	1/3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	
		10,000kW以上						1/2
バイオマス発電設備（木竹等）	10,000kW以上	6/7	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第2号 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第7項			
浸水防止用設備	水防法に規定する浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、同法に基づき設置した浸水防止用設備		償却 1/2	H29.4.1～ R8.3.31	5年間	・地方税法附則第15条第28項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第14項		
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助（企業主導型保育事業費補助金）を受けた者が行う特定事業所内保育施設の用に供されるもの		土地・家屋 ・償却 1/3	H29.4.1～ R6.3.31	5年間	・旧地方税法附則第15条第32項 ・旧駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第14項		
緑地保全・緑地推進法人が設置・管理する市民緑地	緑地保全・緑地推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置・管理する一定の市民緑地（有償で借り受けた土地を除く）		土地 2/3	H29.4.1～ R7.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第32項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第15項		
浸水被害軽減地区の土地	水防法により、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防の盛土構築物の土地		土地 2/3	R2.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第37項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第16項		
一体型滞在快適性等向上施設	一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産		土地・家屋 ・償却 1/2	R6.4.1～ R8.3.31	5年間	・地方税法附則第15条第38項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第17項		
雨水貯留浸透施設	浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設（地下に施工する貯留槽・透水性舗装・浸水ます等）		償却 1/3	R3.4.1～ R9.3.31	期限なし	・地方税法附則第15条第41項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第18項		
貯留機能保全区域の土地	河川の氾濫により侵入した水や雨水を一時的に貯留できる土地で都市浸水拡大を抑制する効果があると認められるもの		土地 3/4	R4.4.1～ R7.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第42項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第19項		
サービス付き高齢者向け貸家住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅		家屋 5/6を減額 ※	H27.4.1～ R7.3.31	5年間	・地方税法附則第15条の8第2項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第20項		
大規模の修繕等が行われた築20年以上のマンション	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション		家屋 1/3	R5.4.1～ R7.3.31	1年間	・地方税法附則第15条の9の3第1項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第21項		
生産性向上特別措置法に係る先端設備等	中小事業者等が、認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の機械・装置等で、生産・販売活動等の用に直接供されるもの「機械・装置・器具備品・建物附属設備（償却資産に該当するもの）」		償却 1/2	R5.4.1～ R7.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第44項		
			1/3 ※ ²				4年間 ※ ³ 5年間 ※ ³	

※¹サービス付き高齢者向け貸家住宅の特例割合については、減額割合。

※²賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合。

※³R6.3.31までに取得した資産の場合は5年間。R7.3.31までに取得した資産の場合は4年間。